

公的年金からの特別徴収

仮徴収って？

市・道民税や医療制度の保険料は、前年の所得により決定しますが、その所得の確定が6月以降になるため、決定するまでの間、暫定的に（仮に）徴収すること。
 なお、後期高齢者医療制度と介護保険の保険料は、前年の10月からの徴収額が極端に増減した場合、6・8月の徴収額を変更し調整することがあります。

本徴収って？

所得が確定し1年間の市・道民税や保険料が決定した後、仮徴収で納めた額を差し引いて、残りの額を徴収すること。

市・道民税や医療制度の保険料の納付方法が、公的年金からの特別徴収となっている方、新たに特別徴収になる方の徴収方法をお知らせします。

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料

■すでに公的年金からの特別徴収で納めた方

今年の2月に特別徴収した額と同額を4・6・8月に支給される年金から仮徴収します。残りの額を10・12月、翌年の2月に支給される年金から3回に分けて本徴収します。

例えば：平成28年度の年間保険料54,000円、平成29年度の年間保険料67,500円の場合（単位：円）

年度	平成28年度						平成29年度					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
区分	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）			特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
保険料	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	13,500	13,500	13,500
年額	54,000						67,500					

■4月から新たに公的年金から特別徴収で納める方

平成28年度保険料の6分の1の額を4・6・8月に支給される年金から仮徴収します。残りの額を10・12月、翌年の2月に支給される年金から3回に分けて本徴収します。

なお、年度の途中から加入した方の保険料は、1年間分の保険料相当額で計算します。
 ※6月または10月から特別徴収で納める場合もあります。

例えば：平成28年度の年間保険料54,000円、平成29年度の年間保険料67,500円の場合（単位：円）

年度	平成28年度								平成29年度					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
区分	普通徴収（納付書または口座振替）								特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
保険料	7,100	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	9,000	9,000	9,000	13,500	13,500	13,500
年額	54,000								67,500					

問合先 国民健康保険・後期高齢者医療制度は、市国保医療助成課保険料収納グループ
 介護保険は、市高齢介護課介護保険グループ

国民健康保険料や後期高齢者医療保険料は口座振替でも納付できます

公的年金からの特別徴収で納付している方、また、これから特別徴収となる方で、口座振替による納付を希望する方は、納付方法を口座振替に変更できます。口座振替を申し込む時期により、特別徴収を停止する時期が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
 ただし、保険料に滞納がある場合は、口座振替の受付ができません。また、口座振替不能が継続する場合は、口座振替を取り消します。
 ※介護保険料は、納付書払いとなっている方のみ、口座振替による納付方法に変更できます。
 問合先 市国保医療助成課保険料収納グループ

市・道民税

■平成28年度の市・道民税を公的年金から特別徴収で納めた方

平成28年度年税額の6分の1の金額を4・6・8月に支給される年金から仮徴収します。残りの額を10・12月、翌年の2月に支給される年金から3回に分けて本徴収します。

例えば：平成28年度の年税額90,000円、平成29年度の年税額60,000円の場合（単位：円）

年度	平成29年度					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
区分	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
税額	15,000	15,000	15,000	5,000	5,000	5,000
年税額	60,000					

■新たに市・道民税を公的年金から特別徴収で納める方

（平成28年度途中で税額変更等で特別徴収の対象とならなくなった方を含む）
 平成29年度年税額のうち、6・8月（各月、年税額の4分の1）を普通徴収（納付書・口座振替による納税）で納め、10・12月、翌年の2月（各月、年税額の6分の1）は支給される年金から徴収します。

例えば：平成29年度の年税額60,000円の場合（単位：円）

年度	平成29年度				
	6月	8月	10月	12月	2月
区分	普通徴収（納付書または口座振替）			特別徴収	
税額	15,000	15,000	10,000	10,000	10,000
年税額	60,000				

問合先 市税務課市民税グループ

年金所得者の方へ 市・道民税の申告について

公的年金所得者の確定申告の手続きを簡素化するため、平成23年分から、その年中の公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合は、その年分の所得税の確定申告が必要なくなりました。
 しかし、市・道民税の計算に医療費や社会保険料、生命保険料などの控除を追加するためには、必ず市・道民税の申告が必要ですので、速やかに申告してください。
 なお、所得税の還付申告など、確定申告をした方は、市・道民税の申告は必要ありません。
 問合先 市税務課市民税グループ